８ 消 安 第４２３６号
令和８年10月11日

全日本トラック協会会長　殿

農林水産省消費・安全局長

千葉県の野生イノシシにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底について

このことについて、別添のとおり千葉県知事宛てに通知しましたので、貴会会員へ周知いただくとともに、野生イノシシ対策の強化及び農場における飼養衛生管理の徹底に御協力のほどよろしくお願いします。

写

８ 消 安 第４２３６号
令 和 ８ 年10月11日

千葉県知事　殿

農林水産省消費・安全局長

千葉県の野生イノシシにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底について

今般、貴県鴨川市で捕獲された野生イノシシにおいて、貴県初となる豚熱感染が確認されました。貴県内での野生イノシシでの豚熱の感染が拡大すれば、飼養豚における豚熱発生のリスクが高まることになります。貴県は全国有数の養豚産地であり、野生イノシシでの豚熱感染拡大阻止が重要となります。生産者をはじめとする養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が協力し、的確な防疫対策に取り組んでいただきますようお願いします。

さらに、秋は、野生イノシシの繁殖期であるとともに、狩猟が解禁されるため、野生イノシシの行動様式、活動範囲が変化します。貴県におかれては、下記の具体的に取り組むべき内容を踏まえ、捕獲の強化や経口ワクチンの散布等、野生イノシシの生息状況を踏まえた迅速かつ的確な防疫措置の実行を最大限に実施いただくようお願いします。

つきましては、下記について、市町村、関係団体等にも周知し、地域全体で豚熱のまん延防止について万全を期すようお願いします。

記

１　野生イノシシのサーベイランス及び捕獲について

これまでも、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和２年７月１日農林水産大臣公表）等に基づき、野生イノシシにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査（以下「サーベイランス」という。）を実施していただいているところですが、野生イノシシにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、サーベイランスの強化・徹底が重要です。

このため、本年10月から来年１月までをサーベイランス強化期間として定めることとし、この間、野生イノシシでの豚熱感染が確認された地域を中心に毎月60頭（95パーセントの信頼度で母集団の５パーセントの本病の浸潤状況を安定的に確認することができる頭数）以上を目標として、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査を実施し、陽性が疑われる結果が得られた場合は速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課まで御報告いただきますようお願いします。なお、豚熱の検査とともに、アフリカ豚熱ウイ

写

ルスの遺伝子検出検査も併せて実施いただきますようお願いします。

また、野生イノシシにおける感染をこれ以上広げないため、感染確認区域を中心に野生イノシシの捕獲の強化をお願いします。

2　経口ワクチンの散布について

貴県については、隣接県での豚熱感染状況を踏まえ、既に豚熱経口ワクチンの散布を推奨する地域として指定され、散布を実施いただいているところです。

引き続き、県内の感染確認状況も踏まえ、経口ワクチン散布を継続するようお願いします。

3　狩猟及び捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底について

狩猟や捕獲等は、野生イノシシとの接触を意図的に行う活動であり、豚熱ウイルスの拡散リスクが高いものと考えられます。「野生イノシシにおける豚熱、アフリカ豚熱対策の周知徹底等について」（令和８年10月８日付け８消安第4077号消費・安全局長通知）により依頼したところではありますが、有害鳥獣捕獲に携わる狩猟者等に対して、別紙１の資料等を活用し、衛生対策の実施について改めて周知徹底を行うようお願いします。

4　豚熱感染拡大防止対策の周知の再徹底について

野生イノシシにおける豚熱対策には、地域住民、旅行者、県内事業者等（以下「地域住民等」という。）の協力が重要となります。こちらについても「野生イノシシにおける豚熱、アフリカ豚熱対策の周知徹底等について」（令和８年10月８日付け８消安第4077号消費・安全局長通知）により依頼したところではありますが、別紙２のチラシ等を活用し、地域住民等に向けて、人・物を介した感染拡大・まん延防止対策の実施について、改めて周知徹底を行うようお願いします。

5　飼養衛生管理の徹底について

貴県において豚熱の感染拡大リスクが高まっていると考えられることから、生産現場と危機感を共有し、農場において次の事項を徹底するよう、関係者への御指導をお願いします。

（１）豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養する豚等の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。

（２）豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。

①　家畜の飼養管理に必要のない人、車両等の出入りの制限

②　出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理

③　野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかな

写

改善

（３）ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。

（４）万が一の発生に備えて、防疫対応の準備状況について確認するとともに、埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。

（問い合わせ先）
１～４について
農林水産省　消費・安全局　動物衛生課
野生動物対策班
担　　当：髙木、小笠原
電　　話：０３－６７４４－２１０６
５について
農林水産省　消費・安全局　動物衛生課
防疫指導班
担　　当：小佐々、小川
電　　話：０３－３５０２－８２９２

捕獲作業従事者のみなさまへ
～豚熱対策のお願い～

別紙1

・イノシシで豚熱（旧称：豚コレラ）が発生すると、**地域の畜産業・狩猟へ大きな影響**があります。
・イノシシで豚熱の感染が「ない地域では**清浄性維持**」・「ある地域では**早期の清浄化**」のために！
・皆さん一人一人の、洗浄・消毒対応等の協力が重要です！！

ウイルスがいる場所

- 豚熱感染イノシシが確認された地域は特に注意が必要です。
- 感染したイノシシは糞便中などにウイルスを排出し、環境中(土壌、植物など) を汚染します。
- 環境中にウイルスがいる山に入ると、靴、車両のタイヤ、猟具等に付着して豚熱ウイルスを拡散させるおそれがあります。

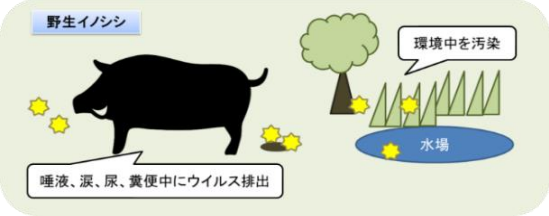

感染を広げないために必要な行動

いつ、何をすればいいの？

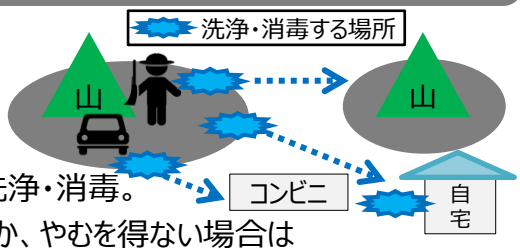

- 捕獲作業実施後、大きく移動する際に**「洗浄」・「消毒」**を実施。
  （具体的には、別の山へ移動するとき、山を降りるとき、移動途中でコンビニなどに立ち寄るときなど。）
- 自家消費用の**解体時には、使い捨て手袋、衛生的な着衣**（レインコート、防護服等）を使用。 ※レインコートは使い捨て又は洗浄・消毒。
- 解体後の内臓等は、**放置せず二重に袋につつみ衛生的に処理する**か、やむを得ない場合は消毒等を適切に行い、公衆衛生の確保等に十分に配慮した上で適切に埋置する。
- 豚熱感染確認区域から、自家消費用を含む肉等を持ち出さない。
  ※「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に従ってジビエ利用する場合は除く。
- 自宅に帰ってから特に念入りに**「洗浄」・「消毒」**を実施。次の猟場等にウイルスを持ち込まない。

消毒のポイント（場所、ものなど）

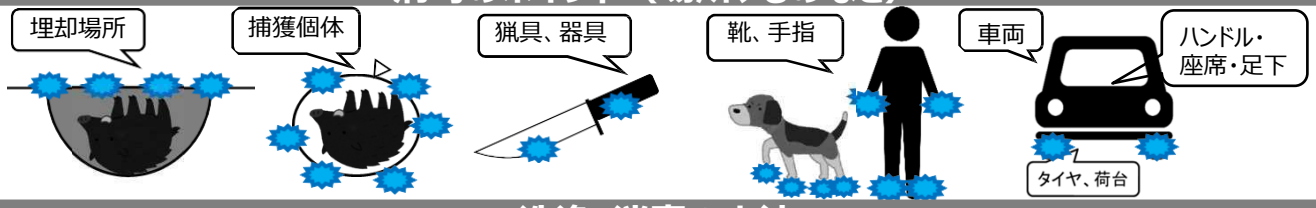

洗浄・消毒の方法

- **靴の裏、タイヤ周り**
  →ブラシ・水などで土などの汚れを落とし、消毒する。

（ウイルスは肉や血液だけではなく、糞尿、唾液等が混じっている土などにも含まれている可能性があります。靴裏やタイヤの溝の土などをブラシ等を使いながら逆性石けん液などで洗い流し、確実に洗浄・消毒します。）

- **器具（ナイフなど）**
  →ブラシ・水などで血液などの汚れを落とし、消毒する。
- **消毒方法**
  →アルコールスプレーや逆性石けん液等を噴霧器、じょうろ等でかけて行います。
  手指や衣服、猟具・ナイフなどで消毒薬のニオイや薬の残存が気になる場合はアルコールで。
  ※消毒薬は、薬局・ドラッグストア等で販売されています。

※事業等で、高リスクな場所を複数訪問する場合等での衛生対策は自治体担当部局の指示に従ってください。
※死亡イノシシ発見時は、接触を避け、自治体で検査等を行う可能性があることから、各自治体へ連絡してください。

令和４年８月
（令和6年８月改定）
（令和7年4月一部改定）
農林水産省　消費・安全局 動物衛生課　農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課
環境省　自然環境局 野生生物課　鳥獣保護管理室

別紙２

豚熱ウイルスの拡散防止にご協力をお願いします！

STOP!豚熱

豚熱ってどんな病気？

　豚熱はウイルスによる豚・いのししの病気で、人へは感染しません。豚熱は感染力が高いため、養豚農場で豚熱の感染が確認された場合、他の養豚農場への拡散を防ぐため、発生農場の豚を処分することが家畜伝染病予防法で規定されています。

　養豚農場の豚への感染を防ぐためには野生いのししと豚との接点を断つとともに、野生いのししにおける豚熱ウイルスの拡散防止が重要です。

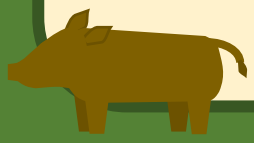

豚熱対策には山へ入る皆様のご協力が必要不可欠です！

対策 ①

靴の泥は山で落とそう

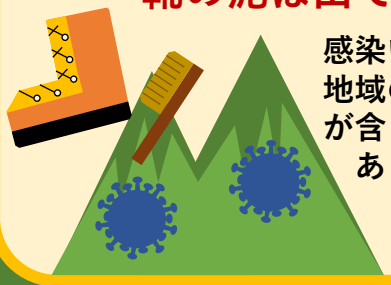

感染いのししの生息する地域の土等にはウイルスが含まれている可能性があります。

対策②

ゴミは持ち帰りましょう

ゴミによりいのししが誘引され、ウイルス拡散リスクが上がります。

対策③

家畜がいる施設には近づかないようにしよう

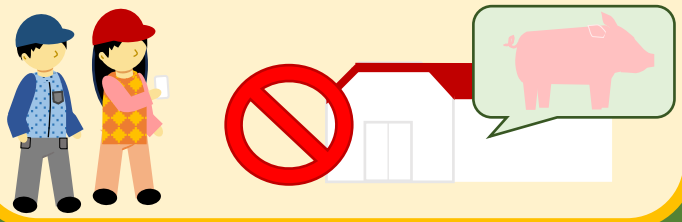

対策④

いのししの死体を見つけたら管轄の自治体に連絡しよう

感染した野生いのししの死体は感染源となります。

豚熱対策にご協力お願いします。